

わが国における家畜衛生をめぐる情勢について

熊谷法夫[†]（農林水産省消費・安全局動物衛生課長）

わが国においては、平成23年の家畜伝染病予防法改正以降、「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速・的確な初動対応」の3点に重点を置き、全国の関係者が一丸となって、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対するいっそう強固な防疫体制の構築に取り組んでおります。

各都道府県における防疫演習の実施等を通じた関係者の防疫意識の高まりもあり、平成23年以降、わが国において口蹄疫の発生はありません。一方で、昨年12月から本年1月にかけて、国内の農場において5件の高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。これらの事案につきましては、関係者の皆さま方の御尽力により、まん延することなく迅速な封じ込めに成功したところで

す。このたび、平成22年における口蹄疫の発生から5年が経過したこと、昨年度の高病原性鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、当該疾病についての特定家畜伝染病防疫指針の改正作業及び農場における消毒方法、他の畜産関係施設に立ち入った者の立ち入り制限等に関して規定している飼養衛生管理基準の見直し作業を順次行っており、さらなる防疫対策の強化に努めているところです。

また、高病原性鳥インフルエンザ等の重要な疾病発生時に全国の家畜保健衛生所において迅速かつ正確な検査を行うため、精度管理による統一的で客観的な検査を実施し、検査結果への信頼性の向上を図るための取り組みを進めているところです。

さらに、食品の安全性を向上させ、消費者の食に対する信頼を確保するためには、農場から食卓までのリスク管理措置を講じることが重要です。このため、農場における衛生管理をよりいっそう向上させる農場HACCP（農場における危害要因（微生物、化学物質、異物等）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法）の取り組みを推進しているところであります。

海外に目を向けますと、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が周辺諸国において継続的に発生しております。このような状況に対しては、東アジア諸国が一体となって取り組むことが重要であり、日中韓においては2011年から、口蹄疫防疫に関するシンポジウムを持ち回りで開催し、協力関係を強化しております。

一方で、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までの観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者数2,000万人を目指しているところであり、2015年1～6月は約900万人の外国人旅行者が訪日するなど、年々訪日外国人旅行者は増加傾向にあります。このような訪日外国人旅行者の増加に伴う格安航空会社（LCC）やクルーズ船の増便といった人・モノの移動が活発になることによる海外からの家畜の伝染性疾患の侵入を阻止するために、家畜防疫官の増員や検疫探知犬を活用した携帯品の検査等、水際検疫の強化に努めております。皆さま方におかれましても、海外で畜産関連施設へ立ち入られた場合、衣服、靴等の所持品について消毒が必要な場合もあることから、帰国時に動物検疫所カウンターにお立ち寄りいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

他方、畜産物の輸出促進についても、政府の掲げた2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標に向かって、食品衛生を所管する厚生労働省と協力し、積極的に取り組んでいるところです。牛肉をはじめとした畜産物の輸出解禁等に向けた各国との検疫協議を実施しており、最近では、輸出先国当局によるわが国への現地調査では、国内の関係機関、事業者等の御協力をいただき、インドネシア、ロシア向け牛肉の輸出解禁等が実現しております。このような中、国内で口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合、畜産物の輸出が全面的にストップしてしまう可能性があり、そうした事態を回避するため、欧州連合（EU）及び米国と、家畜伝染病が発生した場合であっても輸入停止地域が一定の地域に限定されるよう動物検疫システムの相互認証という新しい協議を開始したところです。

また、各国との輸出検疫協議（特に相互認証協議）を進めるに当たり、わが国についての獣医組織体制の客観

† 連絡責任者：熊谷法夫（農林水産省消費・安全局動物衛生課）
〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1 ☎03-3502-8111(代表) FAX03-3502-3385

的な評価が必要となることから、このたび、国際獣疫事務局（OIE）により実施されている獣医組織能力評価の申請を行いました。わが国の獣医組織能力評価を高めるためには、動物の衛生、福祉及び獣医公衆衛生を推進し、官民併せた国の獣医組織全体の能力向上が重要となります。

最後となりますが、本年5月に開催された、第83回OIE総会において、長年の関係者の努力が実り、わが国は豚コレラの清浄国と認定されました。また、わが国の高度な隔離管理体制とワクチン開発・製造実績につい

ても評価され、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所が「牛疫ウイルス所持施設」として認定されました。牛疫ウイルス所持施設が認定されたのは、世界では日本、英国、米国、エチオピアだけであり、日本はアジア地域として唯一の認定となります。このように、関係者が一致団結して取り組むわが国の家畜衛生体制が高く評価され、世界に対するわが国の存在感はますます高まっております。

引き続き、皆さま方から御助言をいただきながら、わが国の防疫対策に万全を期してまいります。